

## ■ 宮崎県社会福祉研修センター実施のリモート研修ならびに映像配信研修における 免責事項及び禁止事項

令和3年1月26日制定

### 1 はじめに

宮崎県社会福祉研修センターが実施するリモート研修とは、Web会議用アプリZoom（以下「Zoom」という）を利用し、リアルタイムで講師と受講者をつないで実施する研修です。映像配信研修とは、YouTubeを利用し、事前に講師による講義を収録し、一定期間映像を配信する研修です。

受講にあたって、下記事項について確認及び同意を前提とします。

### 2 免責事項

受講者は、宮崎県社会福祉研修センターがリモート研修ならびに映像配信研修を実施するにあたり相当の安全策を講じるものの、以下の各項目に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害について、いかなる賠償責任を負わないことに、あらかじめ同意ください。

- (1) リモート研修ならびに映像配信研修を受講する際に必要な準備物（パソコン・タブレット等、Webカメラ・マイク、イヤホン、インターネット環境、ソフトウェアインストール等）は、自己の費用と責任で御準備ください。
- (2) Zoom及びYouTubeの利用にあたってはそれぞれのサービス提供元の規約を御確認ください。  
なお、インストールならびに利用等によって生じたトラブルに関しては、補償をいたしかねます。
- (3) パソコン等や、Zoom及びYouTubeの操作といった技術的な面については、申込受付確認時にメール送信する手順書等により、可能な範囲で情報提供いたしますが、基本的には各自で御対応ください。
- (4) 受講者が使用するパソコン等やインターネット環境の状況次第では、映像や音声途切れる、または停止するなど、正常に視聴できないことがあります。各自で加入されているプロバイダー等へ御確認ください。
- (5) 研修で提供される情報については、できる限り正確に作成するよう努めていますが、その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。受講者自身の判断、責任において使用してください。提供情報に関連して、受講者等が不利益等を被る事態が生じたとしても、宮崎県社会福祉研修センター及び講師は一切の責任を負いません。
- (6) 宮崎県社会福祉研修センターは、システムの過負荷・不具合・メンテナンス、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス、法令の制定改廃、ZoomならびにYouTubeの使用変更・不具合・停止等、宮崎県社会福祉研修センターの責によらない不可抗力に基づく事由により、研修の一部または全部の停止、中断または中止をすることができるものとし、受講者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (7) 研修に関するサービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

(社会福祉研修センター事業)

3 禁止事項

受講者は、以下の各項目に定める事項のいずれかに該当、または該当すると宮崎県社会福祉研修センターが判断する行為をしてはならないものとします。

受講者の行為が各項目に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合は、受講者への事前通知なしに、研修の一部または全部の停止、中断または中止、その他宮崎県社会福祉研修センターが適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

- (1) 研修に関するサービスを不正の目的をもって利用する行為
- (2) 研修に関するサービスの運営・維持を妨げる行為
- (3) 研修に関するサービスの信用を毀損する行為
- (4) 研修に関するサービス内で宣伝、広告、勧誘または営業をする行為
- (5) ZoomならびにYouTubeの提供元が定める規約に違反する行為
- (6) 他の受講者または第三者になりすます行為
- (7) 受講者と雇用関係またはそれに類する関係にある者以外に研修を受講させる行為
- (8) 研修で提供される映像、画像、テキスト、音声または関連資料等の情報（以下総称して「情報」という）の著作権を侵害する行為
- (9) 研修で提供される情報の全部または一部を問わず第三者に提供する行為
- (10) 研修で提供される情報の全部または一部を問わず録音、録画、撮影、その他複製する行為
- (11) 宮崎県社会福祉研修センター、他の受講者、または第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為
- (12) 公序良俗に反する行為
- (13) 犯罪に関連する行為
- (14) 前各項目の行為を直接または間接に惹起しまたは容易にする行為
- (15) 前各項目の行為を受講者が行うことを看過する行為
- (16) その他、宮崎県社会福祉研修センターが不適切と判断する行為